

28豊税市第78-4号
平成28年12月22日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀
(税務課)

定期監査等の結果について(回答)

平成28年11月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 各種台帳等の整備について

軽自動車税課税保留実態報告書は年度別に整理されているが、その後の調査経過の記載が不十分で、課税保留後の取扱が不明な部分がある。

軽自動車税課税保留処分等取扱要綱第5条、及び第8条に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【措置内容】

軽自動車税課税保留実態報告書につきまして、「豊前市軽自動車課税保留処分等取扱要綱」第5条、及び第8条に留意し適切な台帳整備に努めます。

2. 滞納者に関する債権の確保について

現在、市税の滞納者は多数おり、各々の債権を確保するため差押、承認の事務処理を行っているが、税の公平性、平等性の確保を図る観点から、滞納者に対し差押、強制執行等の強い態度で対応されることを望む。

なお、滞納整理については専門的知識が必要となるため、担当職員が変わっても業務内容の知識やノウハウ、あるいは滞納処分を行う基準等が引継がれるよう、滞納整理マニュアル等の整備を要望する。

【措置内容】

滞納者の債権の確保につきましては、専門知識を習得する為、積極的に研修等に参加します。また業務の知識やノウハウが引き継がれるよう近隣自治体とも協力して滞納整理マニュアル等の整備を行います。

3. 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき、条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくても、複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、「予算減額等による契約の変更があり得る旨」等の長期継続契約に必要とされている特記事項の記載がないものが見受けられた。

長期継続契約は予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

【措置内容】

長期継続契約の締結に際しては、その必要性、財政効果を十分検討した上で実施します。また契約については、必ず翌年度以降の「予算減額等による契約変更」の解除条項を記載します。